

日立市と茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合日立支部との
スポーツツーリズムに関する包括連携協定書

日立市（以下「甲」という。）と茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合日立支部（以下「乙」という。）は、スポーツツーリズムの包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、相互に協力し、スポーツツーリズムを推進することにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) スポーツツーリズムに関すること。
- (2) スポーツ合宿におけるスポーツ施設の優先予約に関すること。
- (3) 情報発信力の強化に関すること。
- (4) その他両者が協議して必要と認めること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年7月13日

甲 日立市

日立市長

小川春樹



乙 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合日立支部

支部長

萩庭晴秀

